

令和 7 年 9 月 27 日

利用者（団体）各位

国立岩手山青少年交流の家所長
藤 井 玄

食事キャンセル料の見直しについて

日頃より、当施設の運営に御理解、御協力を賜りまして御礼申し上げます。

このたび、食堂に注文した食事（食堂食、野外炊事食材、弁当等）の利用をキャンセル（全部または一部）される際のキャンセル料の取扱につきまして、下記のとおり変更しますのでご案内申し上げます。

記

1. 変更内容

	旧		新	
食堂食	半数未満のキャンセル		20 食以上のキャンセル	
	朝食 前日 17 時以降 昼/夕食 当日 9 時以降	100%		
	半数以上のキャンセル			
	4 日前 17 時以降	50%		
	2 日前 17 時以降	100%		
野外炊事 食材	1 食以上のキャンセル		20 食未満のキャンセルでは 原則としてキャンセル料は かかりません。	
弁当、 補食、 飲料	7 日前 17 時以降	100%	1 食以上のキャンセル	
			7 日前 15 時以降	100%

※詳細は「利用の手引き」でご確認ください。

2. 適用時期 令和 7 年 10 月 1 日入所分から

以上